

## 科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）研究成果報告書

平成 24 年 6 月 6 日現在

機関番号：32616

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2011～2012

課題番号：23730106

研究課題名（和文） 代理人の忠実義務規範の明確化

研究課題名（英文） Clarifying Rules Required by the Agent's Duty of Loyalty

研究代表者

田岡 絵理子（TAOKA ERIKO）

国士舘大学・法学部・講師

研究者番号：20551039

研究成果の概要（和文）：金融商品は、その提供に際して、提供者側（いわゆる金融サービス提供者）がいかなる義務を負うのかを明確する必要があるところ、昨今の金融商品の多様化を前に、その必要性はさらに重要度を増している。そこで、金融サービス提供者が負う義務、なかでも、忠実義務に焦点を当てつつ、民法上は代理人あるいは受任者たる地位に就くことも多いことに鑑みて、代理人・受任者の忠実義務規範の明確化を目指した研究である。

研究成果の概要（英文）：In the case where a party manages another person's assets, it is crucial to clarify what the former party may/may not do regarding the entrusted assets. The same is true of the case where a party acts on behalf of another person in take care of the latter's property. Considering the rapid development of financial services in terms of the kinds and the complexity of the services given by various financial institutions, it becomes even more important to delineate the scope of a duty owed by a party who acts on another person's behalf in the above situations. This research, therefore, aims to clarify the contents of a duty of loyalty, in particular, owed by an agent in Japanese law. In order to achieve this aim, this research also is conducted from the viewpoint of comparative legal studies considering especially relevant issues in the so-called common law countries.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
交付決定額	1,500,000	450,000	1,950,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法

キーワード：代理・委任・忠実義務・信認関係・信託

## 1. 研究開始当初の背景

忠実義務とは、一般的には、その義務を負う者に対して、利益相反行為の禁止を義務付ける規範として理解されている。しかしながら、それ以上に具体的にいかなる行為を義務付ける規範であるのかについては、いまだ確立した理解がなされてはいない。それゆえに、具体的な場面である行為が忠実義務違反と判断されるのかが、不分明な状態が続いている。しかしながら、昨今の規制緩和や金融技術の進歩を背景に、金融取引は一段と多様

化・複雑化の様を呈し、それによって、代理人・受任者といった、いわゆる金融サービスの提供者が、顧客との関係で、利益相反行為に相当するあるいは、相当しうると懸念される状況に陥ることが、様々な場面で生じるようになってきている。そのために、金融実務においては、忠実義務違反となる、あるいはなりうるかもしれないとの懸念が生じる場面が多くありながらも、その場合に、いかに行為をすべきかという、法的規範（すなわち、忠実義務規範）が明確に示されていない状況に

ある。

## 2. 研究の目的

上記のような社会状況にあっては、金融サービス提供者と顧客との間において発生しうる、いわゆる利益相反状況という状況下で、金融サービス提供者はいかに行動すべきか、あるいはすべきではないかを明らかにする必要があることは、言うをまたない。そこで、この点を明らかにすべく、利益相反行為を規制することを目的として存在する忠実義務の、具体的な行為規範を明確にすることを本研究の目的とする。

## 3. 研究の方法

もともと、金融サービス提供者がなした、ある行為について、当該行為がなされた法的文脈にだけ着目して、検討し、それを通じて、当該法的文脈における忠実義務の規範内容を抽出するというアプローチをとることに、疑問があった。というのも、金融サービス提供者が提供するサービスは極めて多岐にわたるところ、それらを民法の視点から観察すれば、金融サービスの内容に応じて、ある場面では委任契約ととらえることも可能義務という形で、関連する複数の法的文脈を横断的に考察し、それぞれの分野における金融サービス提供者の忠実義務の内容に齟齬を生じさせないよう、忠実義務との平仄を保った形で、代理人の忠実義務規範の明確化を目指した。

また、コモンロー諸国で展開されているフィデューシャリー概念（日本語では受託者責任と訳される）、とりわけ、フィデューシャリー概念が要求する規範についても、比較法的考察を行った。というのも、このフィデューシャリー概念は、コモンロー諸国、とりわけアメリカ法において大きな拡大を見せており、忠実義務及び善管注意義務を取り込んだ概念として、拡大的に展開し、それによって金融サービス提供者に対してフィデューシャリー責任を課す規範概念として成長をしている。

しかしながら、フィデューシャリーが、忠実義務と善管注意義務を取り込む概念となったがために、かえって、両義務の差異が不明瞭となり、それによって忠実義務規範も不明瞭となる事態が生じている。その結果として、忠実義務規範の明確化の必要性が改めて叫ばれ、議論が大きく展開されているからである。このような、フィデューシャリー概念の拡大現象に対する反動から提起された、忠実義務規範の明確化の必要性は、とりわけイギリスにおいて盛んに主張され、議論が展開されている。そこで、特に、イギリスでの議論状況をたどりつつ、アメリカ法がなしたフィデューシャリー概念の拡大に対する、批判

であれば、他の場面では信託あるいは、代理といった他の制度ととらえることも可能である。そして、民法上では、委任における受託者の義務、あるいは代理における代理人の義務は別個の準則を提供することもある一方で、信託における受託者は、信託法という民法以外の法による規律を受けている。とすると、各個別の法的文脈（すなわち、代理・委任・信託の個別領域）にだけ着目しながら、研究をしては、金融サービス提供者の義務に内容上の齟齬を生じさせる恐れもあるからである。金融サービス提供者の提供するサービスが有する社会的な役割を見た場合、「他人の資産を管理・運用する」という点では同じである以上、たとえ適用される法に違いはあったとしても、金融サービス提供者が負う義務の内容は同じであるべきである。

そこで、金融サービス提供者が負う忠実義務、本研究では、とりわけ代理人が負う忠実義務に焦点を当てつつも、研究の方法としては、委任・信託といった他の法的文脈も視野に入れ、それらを「他人の資産を管理・運用する」契約形態として位置づけ、「他人の資産を管理・運用する」契約形態におけるサービス提供者の忠実義務的検討を通じて、忠実義務の規範内容の明確化を試みた。

具体的な研究の過程は以下の通りである。

2011年4月からは、代理人・受託者の忠実義務に主に焦点を当てながら、国内において資料収集・問題の検討をし、各個別の問題については、有志研究者による研究会において、研究報告・議論をなすことで、問題点についての発展的な考察及び、その後の研究方針の明確化を図ってきた。

合わせて、目下進行中の民法（債権法）改正における議論についても目を配ることで、国内における最新の議論状況を整理しつつ、日本法における代理人・受託者の忠実義務についての考察を勧めた。

2011年11月からは、これに加えて、信託法における受託者の忠実義務についての考察も、検討対象とし、国内において資料収集・問題の検討を加え、その結果を、下記に記載する2012年3月における研究会（財産法人トラスト60）において、報告し、議論の深化を試みる。合わせて、コモンロー圏における忠実義務の理論的発展も、本格的な考察対象として加える。

2012年3月、イギリス・オックスフォード大学において、Birke Haecker 教授、Reinhard Zimmermann 教授と面談。イギリス・オーストラリアにおける受託者・受託者の忠実義務及び、忠実義務違反の効果に関する議論状況について教授を受けるとともに、日本法との比較という視点から、関連問題について意見交換をする。とりわけ、忠実義務違

反に特有の効果として取り上げられる、いわゆる利得の吐き出し救済に関して、それが認められるための正当化根拠、そして、この救済が妥当する問題領域の確定をテーマにし、そこから、忠実義務規範の内容について一定の具体化を図ることを試みた。あわせて、オックスフォード大学において、関連する文献の収集をする。

2012年4月以降は、引き続き、国内において、日本法及びコモンロー圏における忠実義務の議論につき、資料収集及び考察を続ける。また、受託者の忠実義務について、善管注意義務との違いという視点から、明確にすることを試みる研究を行う。

2012年12月に、受任者の義務に関して下記①論文を発表し、2013年2月には、受託者の忠実義務について、下記[学会報告]①の研究報告(財団法人トラスト60)を行う。

2013年3月、イギリス・オックスフォード大学において、Birke Haecker教授と、ケンブリッジ大学において、Matthew Conaglen博士と面談。イギリス・オーストラリア・ドイツにおける受任者・受託者の忠実義務及び、忠実義務違反の効果に関しての議論状況について教授を受けるとともに、日本法との比

る研究会(国際取引法研究会)にて研究報告。代理人の自己契約・双方代理・利益相反行為について、日本法の立法経緯まで遡り、比較法的視点も加えた考察をすることで、代理という法的文脈における代理人の忠実義務規範の明確化を試みる。

2011年9月、有志研究者による研究会(「民法改正を考える」研究会)にて、研究報告。受任者が負う各種の義務について、目下、法制審議会において行われている民法(債権法)改正における議論について検討する。

2012年3月、財団法人トラスト60研究会において研究報告。信託における受託者が負う忠実義務について、立法過程にまでさかのぼり、現在の状況・問題点を明らかにしつつ、受託者の忠実義務についての分析を試みる。

2012年12月、下記雑誌論文③発表。受任者が負う各種の義務のうち、独立の義務として存在しながらも、忠実義務規範との関係でも言及されることの多い報告義務について焦点を当て、その報告義務の内容を明らかにし、忠実義務との差異を示すことで、反射的に、忠実義務概念の明確化を試みる。

2013年2月財団法人トラスト60研究会において研究報告。信託における受託者が負う忠実義務について、受託者が負う他の義務である善管注意義務との概念的差異を明らかにすることで、反射的に忠実義務の概念の明確化を試みる。そして、そこで示された受託者の忠実義務規範と平仄を合わせた、代理人の忠実義務規範の明確化についての指針を得る。

較法的観点からの意見交換を行う。とりわけ、受託者の忠実義務違反といった場合の、利益相反禁止準則及び利益取得の禁止準則について、両準則がそれぞれの国では、具体的にどのように機能し、そして両準則は理論的にいかなる関係にあるのかという問題に焦点を絞り、意見交換をなした。あわせて、オックスフォード大学・ケンブリッジ大学の双方において、関連文献の収集を行う。

#### 4. 研究成果

2011年6月、民法(債権法)改正についての改正試案が法制審議会から提出されたことを機に、上記「民法改正を考える」研究会の下で、パブリックコメントの提出に携わる。代理及び委任に関する改正試案についてのパブリックコメントの提出を担当する。

2011年7月、有志研究者による研究会(「民法改正を考える」研究会)にて、研究報告。代理人の利益相反行為について、目下、法制審議会において行われている民法(債権法)改正における議論について検討し、あるべき忠実義務規範について考察する。

2011年7月、有志研究者によ

2013年2月、下記図書における①②論文発表。上記「民法改正を考える」研究会を通じて、検討した、民法(債権法)改正における代理・委任の制度についての改正試案に関して、検討を加え、あるべき代理・委任の制度について考察する。そこでは、とりわけ、代理人・受任者の義務について焦点を当てている。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計3件)

①円谷峻編『民法改正案の検討(第3巻)』(成文堂、2013) 田岡絵理子「自己代理・双方代理・利益相反行為」65-77頁、

②円谷峻編『民法改正案の検討(第3巻)』(成文堂、2013) 田岡絵理子「委任」296-309頁

③田岡絵理子「民法645条の改正案についての一考察—受任者の報告義務についての機能的分析を通じて—」(査読有)国土館法学45号188-212頁(2012)

[学会発表](計5件)

①田岡絵理子「受託者の忠実義務」2012年3月24日、財団法人トラスト60研究会(財団法人トラスト60)

②田岡絵理子「受託者の忠実義務と善管注意

義務との概念的相違」2013年2月21日財団法人  
法人トラスト 60 研究会（財団法人トラスト  
60）

③田岡絵理子「受任者の忠実義務規範」2011  
年9月4日、「民法改正を考える研究会」（明  
治大学）

④田岡絵理子「代理人の自己契約・双方代  
理・利益相反行為」2011年7月23日、国際  
取引法研究会（早稲田大学）

⑤田岡絵理子「代理人の利益相反行為等」  
2011年7月21日、「民法改正を考える」研究  
会（明治大学）

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

田岡 絵理子（TAOKA ERIKO）

国士舘大学・法学部・講師

研究者番号：20551039